

周南市建設工事等条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 周南市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則、周南市条件付一般競争入札（事前審査方式）実施要領、周南市条件付一般競争入札（事後審査方式）実施要領、電子入札実施要領、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(契約の締結)

第4条 落札決定から契約締結までの間に落札者が、指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

2 予定価格が1億5千万円以上の請負契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議決を経た後、本契約としての効力を生ずる。仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が、指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

(契約保証金等)

第5条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第6条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等が指示する契約

書案に住所・氏名その他必要な事項を記入し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定後速やかに、これを契約担当者等に提出しなければならない。

(疑義及び異議の申立て)

第7条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札書等の到達期限までにおいて質問することができる。

2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成19年9月1日から施行する。

(入札書等の提出方法に関する特例)

2 この心得の施行の日から平成20年3月31日までの間における入札書等の提出は、第3条第3項及び第4項に規定する郵送の方法によらず、入札公告に示す到達期限までに入札監理課へ持参する方法で提出できるものとする。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年10月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この心得は、平成28年2月24日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。